

第4章 重点区域の位置及び区域

1 重点区域設定の考え方

歴史的風致が広がる範囲において、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物が所在し、その周辺には歴史的風致を形成する建造物や住民の生活、生業といった無形の伝統的要素を含む良好な市街地環境が広がり、歴史的風致の維持向上を図るうえで、施策を重点的・一体的に展開することが特に必要であると認められる区域を重点区域として設定する。

鎌倉には、鶴岡八幡宮とその周辺に点在する社寺が主体となった「社寺における祭礼・行事にみる歴史的風致」を基盤とした六つの歴史的風致が存在し、それぞれが重なり合いながら市域の南部に広がっている。また、歴史的風致の範囲は、中世、近世、近・現代を通じて鎌倉の中心であり続けた地域であり、宗教行事、伝統行事、市民活動、伝統工芸などの様々な伝統や文化が育まれ、現在に継承されている場所でもある。

そしてこの範囲は、都市マスタープランにおいて、豊かな緑と一体となった古都の歴史的環境を大切にし、また古くからの良好な住宅地のイメージを継承する地域として、景観計画では、市街地における歴史性を踏まえた都市景観の形成と谷戸、丘陵地における歴史的風土の保存を有機的に結びつけ、全体として歴史都市美観を創りあげていくことをめざす地域として、都市計画法では、都市の風致を維持保全するべき風致地区及び市街地の良好な景観の形成を図るための景観地区として、また、古都保存法では歴史的風土を保存する歴史的風土保存区域として位置付けられており、鎌倉市はその歴史や文化の継承、自然的環境の保全に努めていくこととしている。しかし、この地域は老朽化に伴い改修が必要と認められる歴史上価値の高い建造物が多数存在すること、張り巡らされている電線や交通渋滞などによって古都の景観が阻害されている場所もあること、より快適な周遊観光の実現に向けてさらなる観光インフラの整備が必要とされること等の課題も抱えている。

そこで本計画では、歴史的風致の重なりを踏まえ、施策の効果が市域全体にも波及することなどを考慮しながら、課題が発生している場所を的確に見極め、歴史的風致の維持向上に向けた施策を展開していくものとする。

なお、重点区域は、将来的に重点区域の設定要件が整い、歴史的風致の維持向上のための施策が必要であると認められる場合には、状況に応じて見直しを行うものとする。

2 重点区域の位置と区域

名称：古都鎌倉区域

面積：約 1,554ha

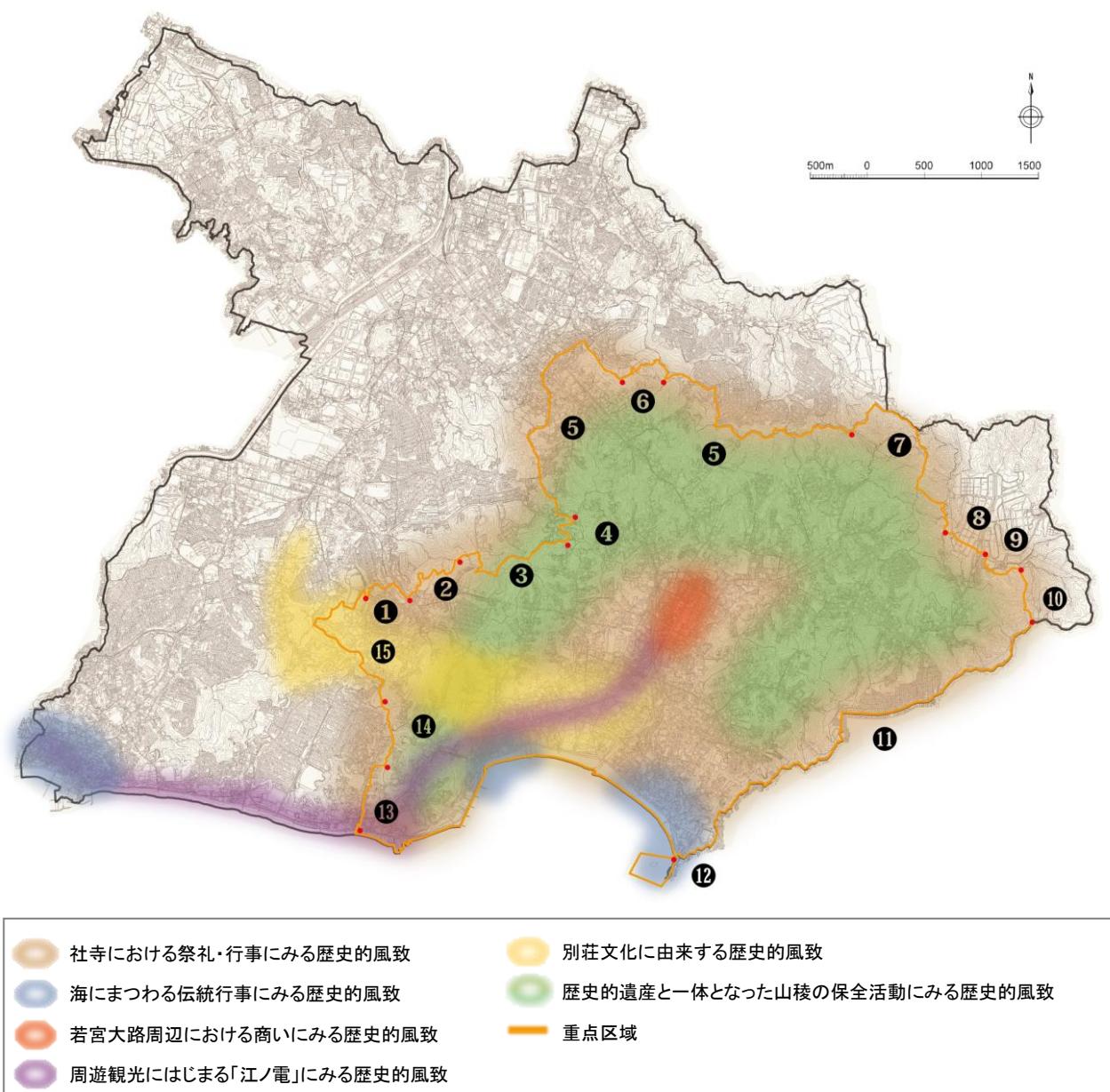
(1) 重点区域の位置

重点区域の位置は、中世に幕府が置かれ、政治、経済、文化の中心であった鎌倉地域を中心に設定する。この区域は六つの歴史的風致が層を成しているエリアでもある。鶴岡八幡宮とそこから由比ヶ浜海岸へ延びる若宮大路を基軸として、観光客を対象とした商店や江ノ電の終着駅である鎌倉駅、別荘として建てられた近代和風・洋風建築物等を包含し、また、外縁部には中世の鎌倉と外界とのつながりを示す切通や和賀江嶋を含む。地形的には鎌倉市域のうち、馬蹄形に広がり、その裾や谷戸に社寺や住宅が広がる山稜部を含め、それに囲まれた内側を主たるエリアとして設定する。

(2) 重点区域の範囲

重点区域の範囲は、鎌倉幕府によって整備された路、切通、和賀江嶋を踏まえつつ、中世、近世、近・現代を通して整備された歴史的建造物を包括し、かつ現在、人々の生活の基礎単位となっている町界を境界として設定する。

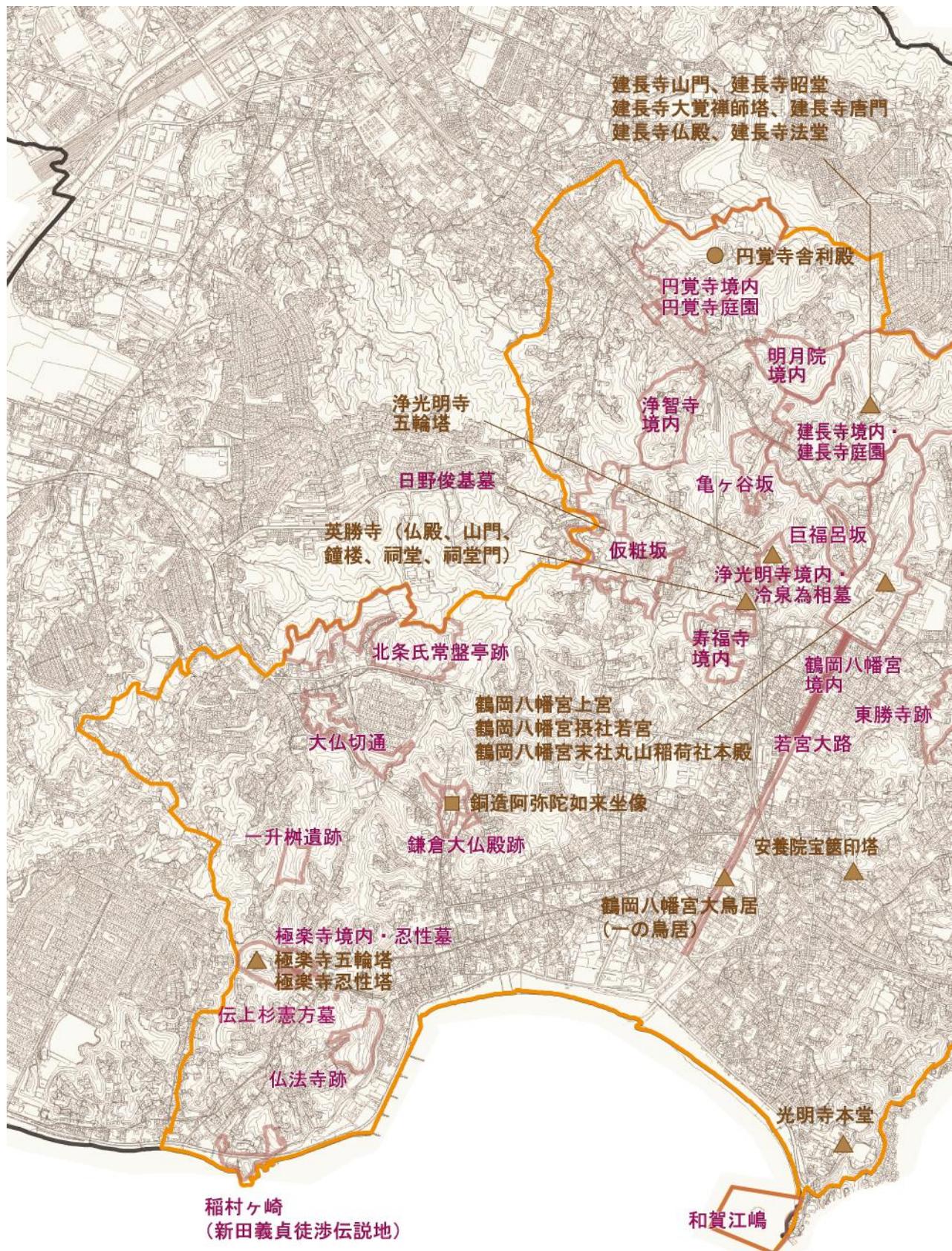
その範囲は、基本的には、山ノ内、二階堂までを北端とし、逗子市との市界を東端、史跡和賀江嶋の指定範囲を含んだ海岸線を南端、稻村ガ崎二丁目から極楽寺三・四丁目、鎌倉山一丁目、笛田五丁目までを西端とする。なお、北端は史跡円覚寺境内の指定範囲を含むものとし、東側の一部は、史跡朝夷奈切通、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域及び鎌倉近郊緑地特別保全地区に接するまでの範囲を、西端の一部は史跡北条氏常盤亭跡、史跡仮粧坂の史跡指定範囲を用いるものとする。



重点区域の境界

- | | |
|-------------------|----------------|
| ① 笛田五丁目 | ⑨ 史跡朝夷奈切通 |
| ② 史跡北条氏常盤亭跡 | ⑩ 鎌倉近郊緑地特別保全地区 |
| ③ 梶原四丁目、梶原五丁目 | ⑪ 逗子市との市界 |
| ④ 史跡仮粧坂 | ⑫ 史跡和賀江嶋 |
| ⑤ 山ノ内 | ⑬ 稲村ガ崎二丁目 |
| ⑥ 史跡円覚寺境内 | ⑭ 極楽寺三丁目、四丁目 |
| ⑦ 二階堂 | ⑮ 鎌倉山一丁目 |
| ⑧ 円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域 | |

図4-1 鎌倉市における歴史的風致と重点区域



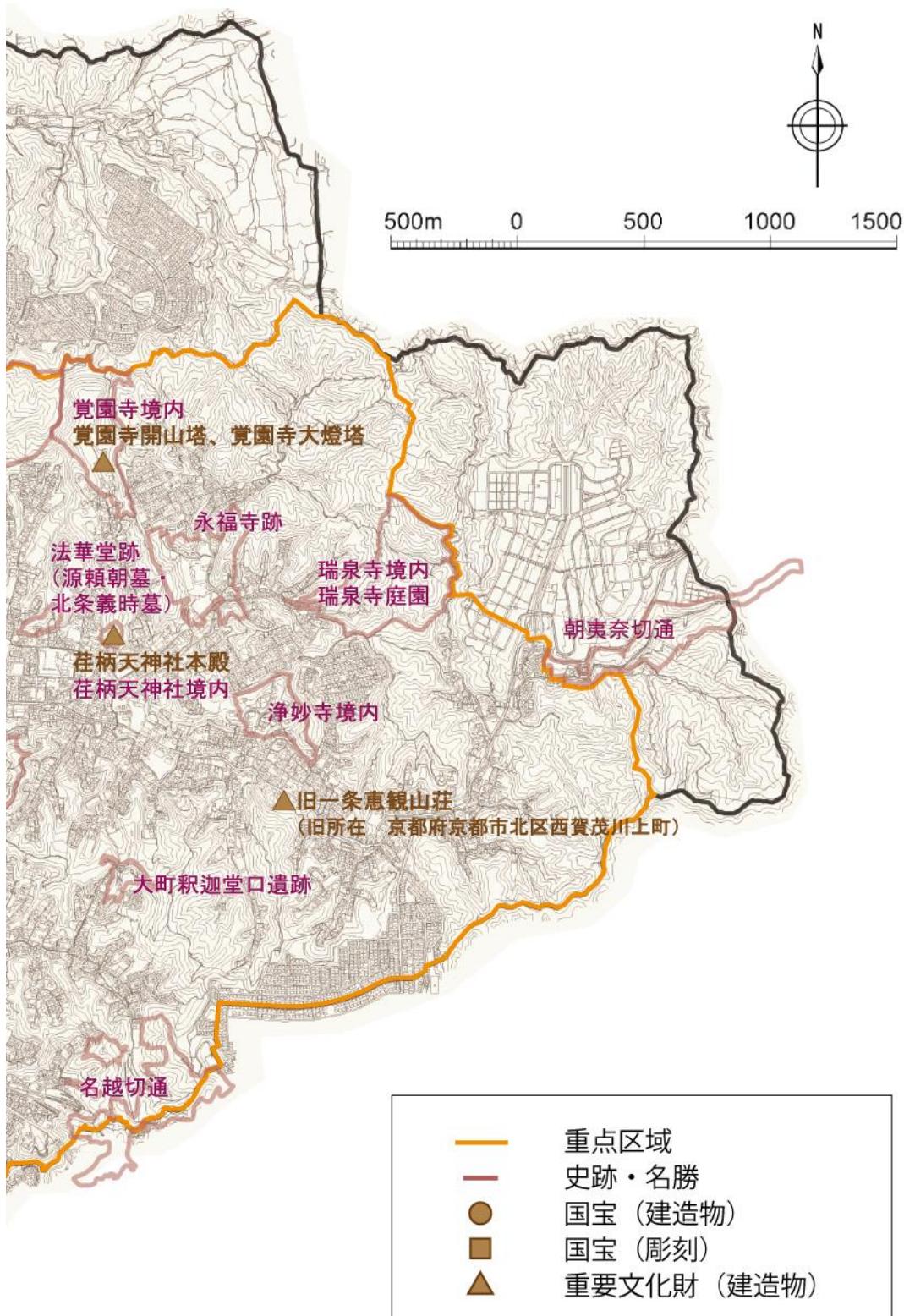


図4-2 重点区域の範囲と史跡・名勝、国宝(建造物・彫刻)、重要文化財(建造物)

3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域は、六つの歴史的風致の重なりを踏まえ、設定した区域である。

鎌倉市における全ての歴史的風致の基礎となる社寺もこの地域に集中しており、ここから市内各地域へ伝播した祭礼・行事も多い。また、区域のうち沿岸部を中心として形成された別荘から生まれた文化は人々の趣向に深く係わり、市内全域で行われている緑を守る市民活動は、鶴岡八幡宮の裏山における御谷騒動から始まったものであるなど、重点区域における様々な活動が、市内各地域の歴史や文化に派生し、深く関連しているといえる。

重点区域において歴史的風致の維持向上を図ることは、区域内の歴史的建造物の保存と活用や市街地の環境整備の実現等のほか、周辺地域を含む伝統産業や祭礼行事の保存・継承・復興、地域の伝統を守り伝えようとする市民意識の醸成のきっかけなどに繋がり、それらを活かしたまちづくりが推進されることによって、市域全体において歴史的遺産と共生するまちづくりに関する取組が進展するものと期待される。

さらに、これらの取組により鎌倉の歴史や文化に対する人々の理解が高まり、古都としての鎌倉を守り継承しようと考える人々が増え、地域のさらなる活性化にもつながることが期待される。

4 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

市は、重点区域を中心に古都保存法や都市計画法、景観法などの様々な制度を活用し、良好な景観の形成に努めてきた。

本計画の推進においても、既存制度やこれまでに策定した計画の適切な運用により、歴史的風致の維持向上に努めるものとする。

(1) 古都保存法との連携

鎌倉駅を中心とした市街地を囲む山稜部及びその周辺は、古都保存法の規定に基づき、「歴史的風土保存区域」に指定されている。その中でも歴史上重要な文化的遺産と周囲の自然的環境とが一体となって歴史的風土の枢要な部分を構成している地域は、「歴史的風土特別保存地区」に指定されている。

歴史的風土保存区域においては、「鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画」が決定されており、行為の規制、その他の歴史的風土の維持保存に関する事項等が定められている。この区域内で現状変更行為を行う場合には、県知事（現在は、神奈川県の事務処理の特例に関する条例に基づき受理権限を市長に移譲）への届出が必要となる。

歴史的風土特別保存地区は、歴史的風土の保存上、歴史的風土保存区域の枢要な部分で

あり、現状変更行為を行う場合は強い行為規制があり、県知事の許可が必要となる。その反面、行為の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなる場合は県に土地の買入れを申し出ることができる。

重点区域においては、北部の「朝比奈地区」、「山ノ内地区」、「八幡宮地区」、西部の「山ノ内地区」、東部の「大町・材木座地区」が歴史的風土保存区域として指定されており、この地区に隣接する歴史的遺産の多くは、緑豊かな山稜部の自然的環境と一体となって、特色ある歴史的風土を形成している。しかし、財政的な理由から山林等の維持管理が充分に行き届いていない場合もあることから、国・県・市、さらには地域住民などの多様な主体が適切な役割分担のもとに連携し、保存に向けた積極的な取組を推進していく。

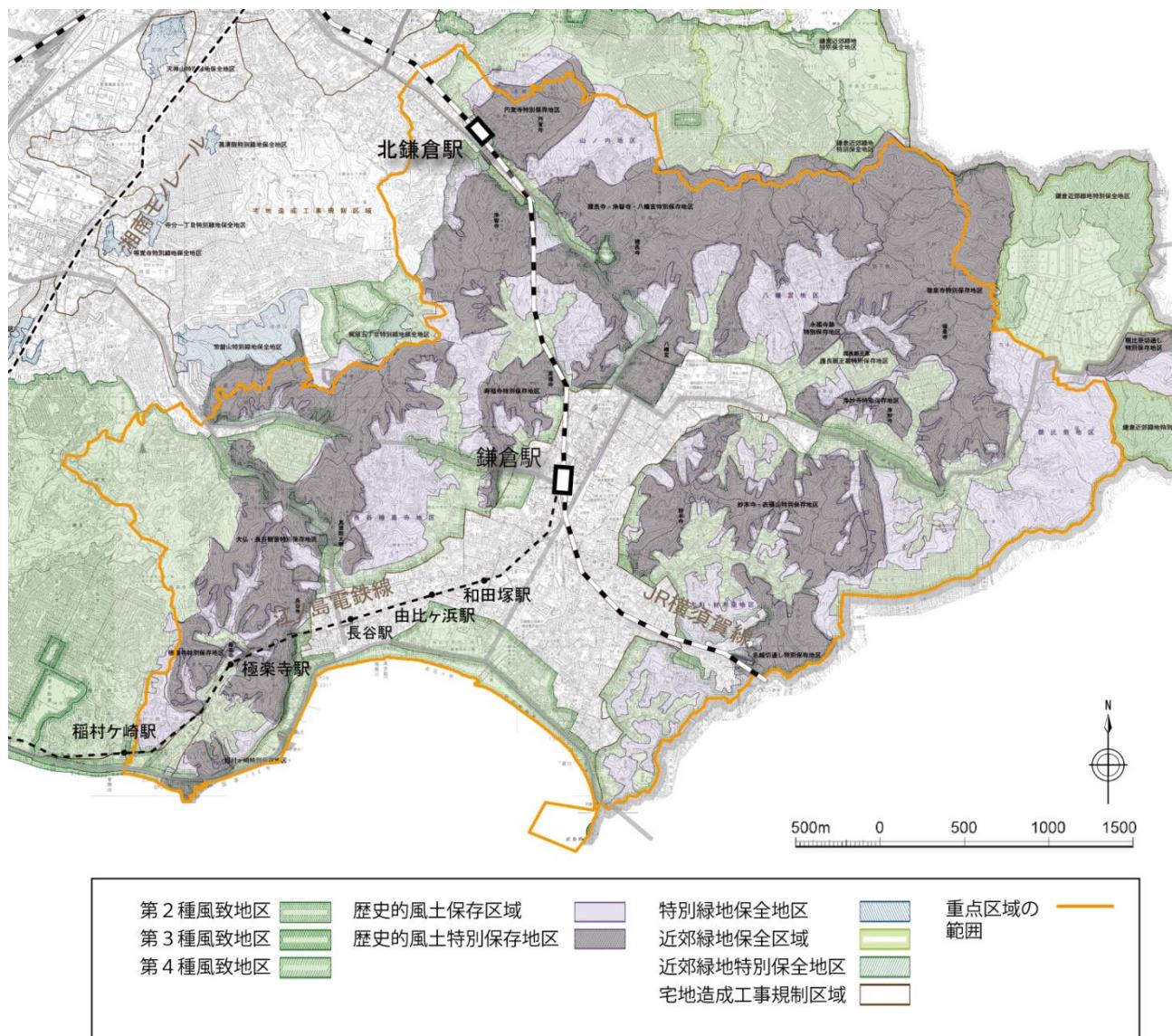


図4-3 歴史的風土保存区域と重点区域

(2) 都市計画法との連携

ア 用途地域等

鎌倉市は、市域全域が都市計画区域になっており、そのうちの65%が市街化区域、35%が市街化調整区域に指定され、重点区域は市街化区域と市街化調整区域にまたがっている。

このうち市街化区域は、中世以来の鎌倉の政治・経済・文化の中心的な役割を担い続けてきたJR鎌倉駅・江ノ電鎌倉駅周辺のエリアを商業地域に指定しており、都市的な機能が集積した賑わいのある都市空間が広がる。また、商業地域を取り囲むエリアを第一種中高層住居専用地域及び第一種住居地域に指定しており、都市的な機能と住宅市街地とが調和した都市空間を形成している。さらに、その外側の谷戸が入り組む地域は、商業地域を取り囲むエリアを第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域に指定しており、周囲の自然的環境と調和した低層の落ち着いた住宅市街地の形成を図っている。

このような用途地域ごとの適切な土地利用の誘導により、重点区域とされたエリアは都市機能の集積と自然的環境とが調和した良好な居住環境の形成が図られている。

一方、山陵部は市街化調整区域として指定しており、市街化を抑制していく措置がとられている。

今後も引き続きこれらの規制を運用することで、良好な景観の形成を図っていく。

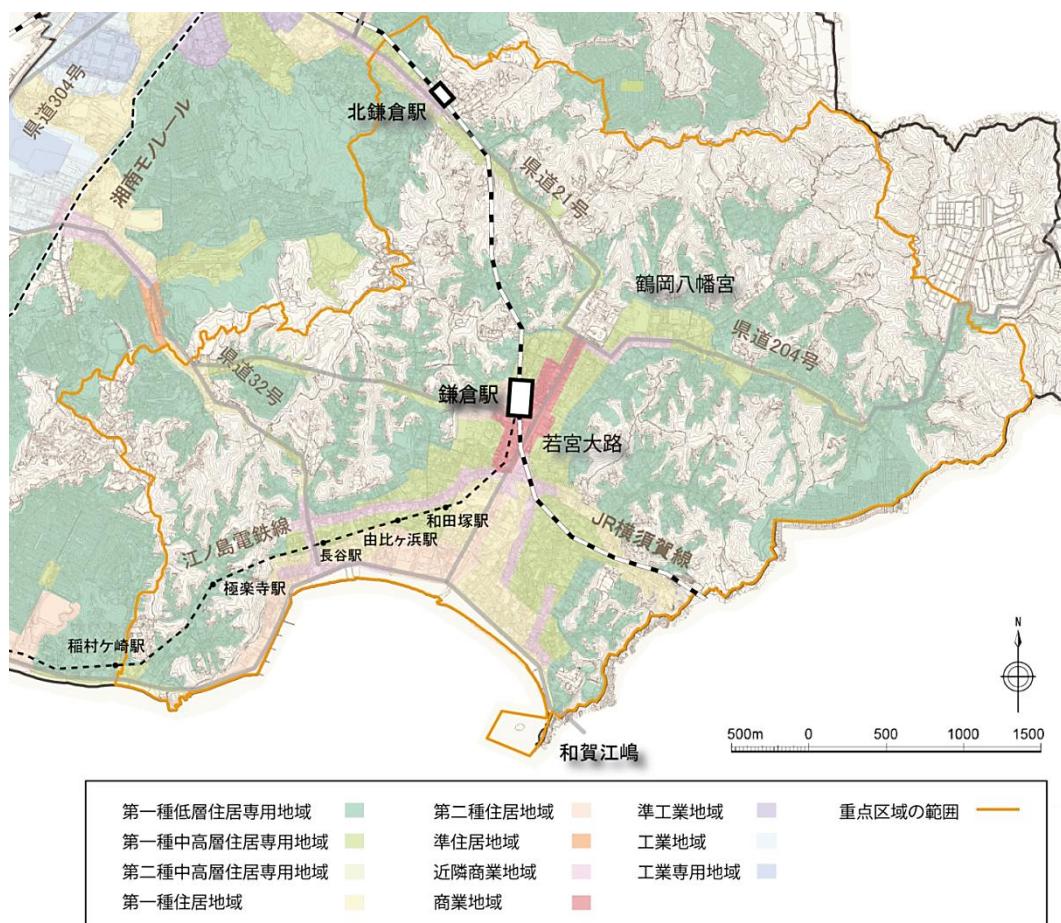


図4-4 用途地域と重点区域

イ 風致地区条例

この条例では、都市計画法の規定に基づき、市域のうち約 2,194ha（市全域の約 55.5%）の風致地区において、本市の樹林地又は海若しくは河川等の沿岸部、その他その状況がこれらに類する区域及び古都保存法に規定する歴史的風土保存区域並びに市街地における風致を維持することを目的とし、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採その他の行為について必要な規制を行うため、市長の許可を受けなければならないこととしている。また、市では、風致地区を地域の地形や森林等の自然的要素及び既存のまち並みなどの実情に応じて4種に区分（第1種～第4種風致地区）しており、地区ごとに建築物の高さ、建ぺい率、外壁後退距離、緑化率等を定めている。

重点区域は、その大半が第2種風致地区に該当し、良好な自然環境の保全や、歴史的遺産を生かした都市景観の維持・保全及び良好な住環境の創造を図っている。

表4-1 風致地区の種別

種別	内容
第1種風致地区	平成29年（2017年）7月1日現在、市は指定していない。
第2種風致地区	市街化調整区域・第一種低層住居専用地域 鎌倉風致地区の中で、特に良好な自然環境の保全、歴史的遺産を生かした都市景観の維持・保全及び良好な住環境の創造を目的とした地区
第3種風致地区	第4種区域を除く第一種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・近隣商業地域・商業地域 現状の風致の維持を図るとともに、用途地域での建築規制との整合を図ることを目的とした地区
第4種風致地区	第2種及び第3種以外の地区

古都保存法において、歴史的風土保存区域では、行為に対して届出が必要であるが規制基準はなく、風致地区条例で歴史的風土保存区域について許可基準が設けられているため、古都保存行政と連携することにより、歴史的風土の保存が図られている。今後も、古都保存行政と連携しながら、現行の風致地区制度を適切に運用することで、社寺と周辺の自然的環境とが一体となった歴史的風土並びに緑豊かな住宅市街地の環境を守り、本市固有の歴史的風致の維持向上を図っていく。

表4-2 風致地区における許可等の基準

項目		第1種	第2種	第3種	第4種
建築物 の新築 等	高さ	8m以下	8m以下	10m以下	15m以下
	建ぺい率	2/10以下	4/10以下	4/10以下	4/10以下
	道路からの距離	3m以上	1.5m以上	1.5m以上	1.5m以上
	隣接地からの距離	2m以上	1m以上	1m以上	1m以上
	緑化率	2/10以上	2/10以上	2/10以上	2/10以上
位置・規模・形態・意匠		<p>建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が、6m以下であること。</p> <p>建築物の位置、規模、形態及び意匠が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致、歴史的風土と著しく不調和でないこと。</p>			
工作物 の新築 等	位置・規模・形態・意匠	<p>工作物の位置、規模、形態及び意匠が当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致、歴史的風土と著しく不調和でないこと。</p>			
宅地の 造成等	緑化率 ※は市街化調整区 域かつ500m ² 以上	2/10以上 ※5/10以上	2/10以上 ※4/10以上	2/10以上 ※3/10以上	2/10以上
	形態・意匠・のり 高等	<p>宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当し、かつ風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該宅地の造成等が行われる土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないと。 ・5m以上の高さののりを生ずる切土又は盛土を伴わないと。 ・面積が1haを超える森林で風致の維持に特に必要であるものとして、市長が指定したものの伐採を伴わないと。 ・宅地の造成等が行われた土地の形態及び意匠が、その周辺の土地の区域における風致、歴史的風土と著しく不調和でないと。 			

建築物等の色彩の変更	変更後の色彩が当該変更の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致、歴史的風土と著しく不調和でないこと。
水面の埋立て又は干拓	適切な植栽等を行うことにより周辺の土地の風致、歴史的風土と著しく不調和とならないこと。また、当該行為に係る土地及び周辺の土地における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
木竹の伐採	<p>木竹の伐採については、当該木竹の伐採が次のいずれかに該当し、かつ、当該伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物、工作物の新築等又は宅地の造成等の行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採 ・森林の^{たくばつ}伐採 ・伐採後の成林が確実であると認められる森林の^{かいばつ}皆伐（森林に係るものを除く。）で伐採区域の面積が1ha以下のもの ・森林である土地の区域外における木竹の伐採
土石の類の伐採	当該採取の方法が露天掘りでなく、かつ、当該採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。
屋外における物件の堆積	堆積の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

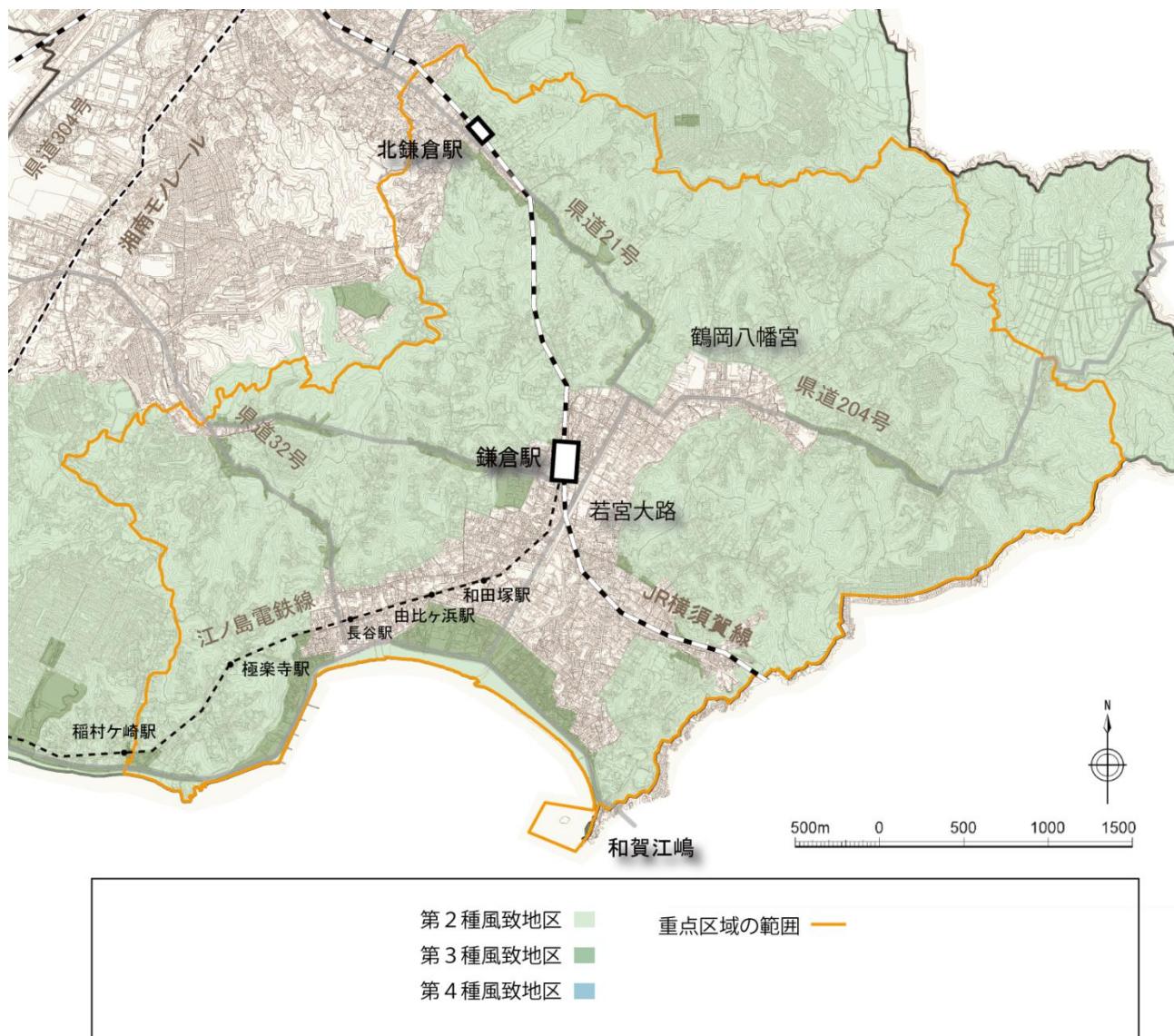


図4-5 鎌倉風致地区と重点区域

ウ 高度地区・景観地区

市では、既に法令に基づく建築物の高さ制限がある風致地区や第一種低層住居専用地域に隣接し、これらの地域に次いで良好な居住環境の維持向上が求められている第一種中高層住居専用地域を建築物の高さの最高限度が15mに制限される高度地区に指定し、良好な住環境の維持向上を図っている。

また、高度地区とともに、景観法に基づく景観地区も定めており、建築物の高さの最高限度を15m（ただし、第一種低層住居専用地域内では10m）に制限するとともに、建築物の形態意匠についても制限を行っている。

今後も引き続き建築物の高さ等の制限を適用することで、歴史的まち並みの保全・継承との調整を図っていく。

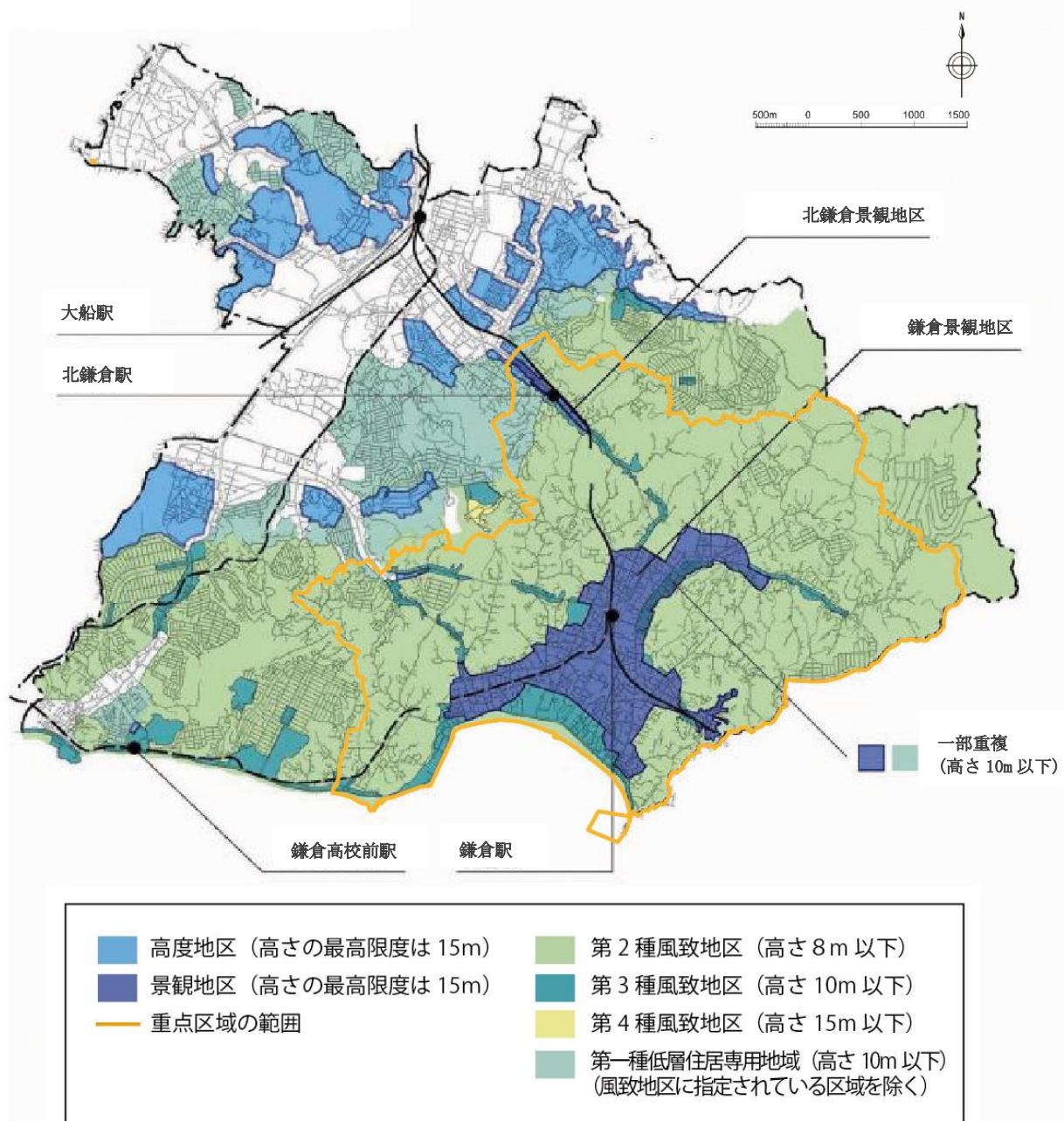


図4-6 高度地区、景観地区、風致地区と重点区域

(3) 景観法との連携

ア 景観計画

市では、調和と風格ある鎌倉らしい景観形成を総合的かつ計画的に進めるために、景観法に基づき、平成19年（2007年）に「鎌倉市景観計画」を策定し、良好な景観づくりを進めてきた。計画では、鎌倉市全域を「古都鎌倉大景」に設定するとともに、二つの景域、五つの景観地域、四つのベルト、三つの拠点を設定し、それぞれについて景観形成の方針を定めている。

行為の制限については、市全域が景観法に基づく景観計画区域であるため、市内で一定規模以上の建築行為（500m²以上の土地に関する開発行為又は建築物の建築等、高さが12mを超えるもの又は階数が4以上のもの）等は届出が必要となっている。また、由比ガ浜通り、由比ガ浜中央、鎌倉芸術館周辺の3地区は、独自の景観形成方針と基準を定める特定地区として設定しており、建築物の建築等、工作物の建設等、土地の形質の変更、木竹の伐採又は植栽等を行う際には、鎌倉市に届出を行うことが法的に義務付けられ、その方針と基準に適合しているかの確認を受けることとなる。

重点区域は、「古都景域」に該当し、市街地における歴史性を踏まえた都市景観の形成と谷戸、丘陵地における歴史的風土の保存を有機的に結びつけ、全体として歴史都市美観を創りあげていくことをめざす地域として位置付けられている。また「海浜ベルト」、「若宮大路ベルト」、「北鎌倉ベルト」にも該当しており、それぞれの特性に応じたまち並み、イメージの形成を図る地域としている。

加えて、以下に示す項目に該当する建造物のうち、地域の良好な都市景観の形成に重要な役割を持ち、道路等公共の場所から望見されるものを景観重要建造物として指定し、積極的にその保全・活用に努めるとともに、その周囲の都市景観の形成にも取り組むこととしている。

- ・ 優れたデザインを持ち、地域のランドマークとなっているもの。
- ・ 地域の歴史や文化を感じさせる、又は創出していくことが期待できるもの。
- ・ 故事、伝承にまつわる建造物で古くから地域住民に親しまれているもの。
- ・ 地域の良好な景観形成の規範となるもの。

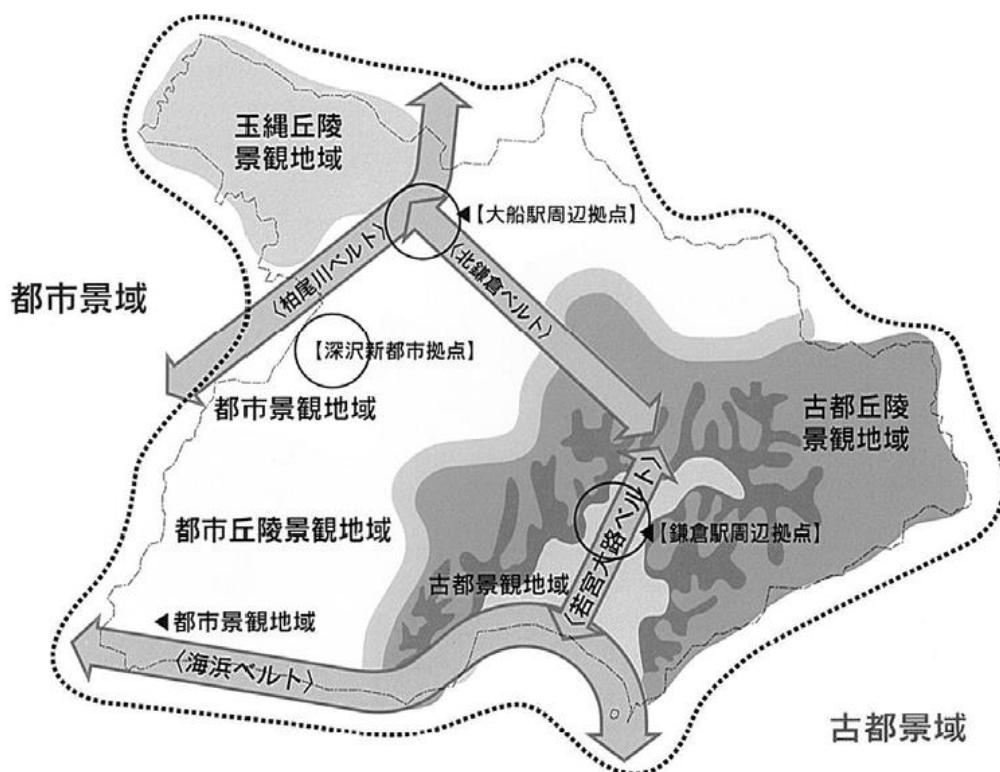


図4-7 古都鎌倉大景域

市の全域	2つの景域	5つの景観地域	4つのベルト	3つの拠点
古都鎌倉大景域	古都景域	古都景観地域	↑ 蓼大路ベルト ↓	鎌倉駅周辺拠点
		古都丘陵景観地域	↑ 海浜ベルト ↓	
古都鎌倉大景域	都市景観地域	都市丘陵景観地域	↑ 北鎌倉ベルト ↓	
		都市景観地域	↑ 柏尾川ベルト ↓	大船駅周辺拠点 深沢新都市拠点
		玉縄丘陵景観地域		

図4-8 都市景観構造の体系

イ 都市景観条例

市では、「鎌倉市都市景観条例」を制定し、景観法と一体となった景観形成に努めている。同条例では、景観形成地区を指定しており、景観法に基づく特定地区と同様に建築物の建築等、工作物の建設等、土地の形質の変更、木竹の伐採及び又は植栽の際には届出が必要としている。さらに広告物等の表示、設置、増設、改造、移設又は色彩若しくは表示方法の変更を行う際にも届出が必要となる。(ただし、特定地区と異なり、勧告、変更命令や罰則の適用はない。)

重点区域では、由比ガ浜通り、由比ガ浜中央、浄明寺胡桃ヶ谷が景観形成地区に該当する。

また、同条例に基づき指定している「鎌倉市景観重要建築物等」については、引き続き外観等の修理に必要な経費について助成を行うとともに、所有者等との連携強化を図ることで、その保存、活用に係る一層の取組を進める。

(4) 屋外広告物法との連携

市では「神奈川県屋外広告物条例」を運用し、屋外広告物の規制・誘導を行っている。同条例では、屋外広告物の禁止区域と許可地域を設けており、禁止地域（保安林、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区、特別緑地保全地区等）では、広告物の表示等が禁止されている。また、許可地域で広告物を表示する場合には、5種類の許可地域ごとの大きさや高さなどの許可基準による許可が必要である。

加えて、「鎌倉市景観計画」においては、屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する行為の制限を定め、周辺と調和した色彩、素材等になるものとしている。

これらの規制により、鎌倉地域を中心に華美な屋外広告物の掲出が抑制され、古都にふさわしい景観形成の一助となっていることから、今後も引き続き適切な規制の運用を図り、歴史的風致の維持向上に資する景観形成に取り組んでいく。

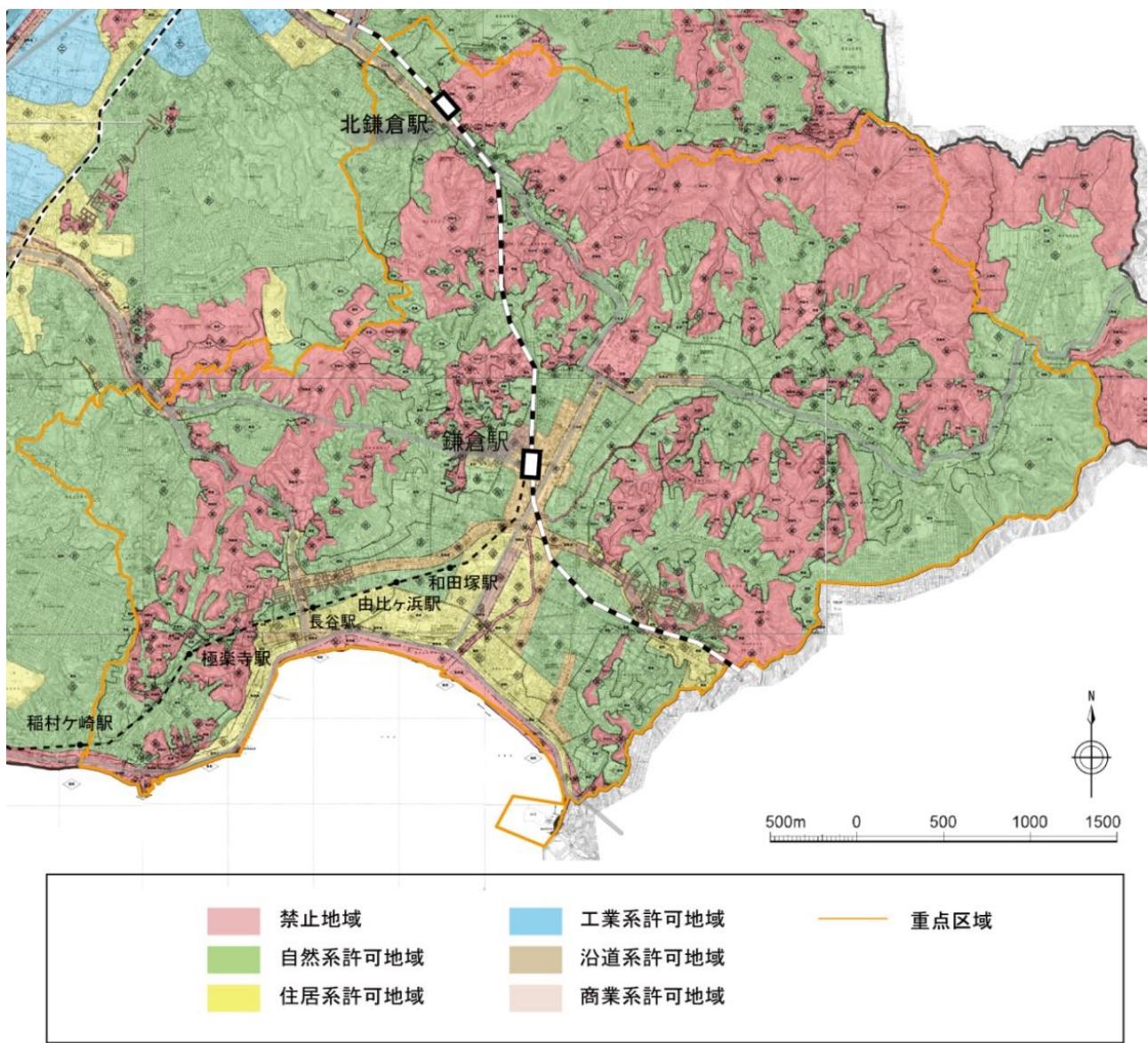


図4-9 神奈川県屋外広告物条例に基づく屋外広告物の禁止区域

(5) 文化財保護法との連携

重点区域には、鶴岡八幡宮や建長寺をはじめとする数多くの社寺が所在し、それらを構成する堂宇や社殿などが文化財に指定され、また、その他に数多くの建造物等が文化財として指定又は登録され、適切な保存が図られていることから、良好なまち並みを創り出す核となっている。

加えて、重点区域内では、多くの社寺境内等が史跡・名勝に指定されており、歴史的な社寺建築と境内の緑とが一体となって良好な景観を形成しており、これらの多くについて「保存管理計画」を策定している。

さらに、鶴岡八幡宮、建長寺、円覚寺などに所在する国宝及び重要文化財の建造物については「保存活用計画」を策定し、各建造物等の沿革や価値等を整理するとともに、保存管理・活用の基本方針を定め、各区域における保存・管理・公開活用の方針を示している。



図4-10 保存管理計画を策定している史跡・名勝と重点区域

今後も、指定や登録を受けている文化財については、法や条例、保存管理計画及び保存活用計画に従い、適切な保護の措置を講じ、重点区域の核となる歴史的な建造物の保存管理に努めていくとともに、未指定の物件については、計画的・継続的な調査研究を進め、順次指定等を行うこととする。

表4-3 保存管理計画策定済の史跡一覧 (平成29年7月1日現在)

	名称	策定	備考
1	史跡鶴岡八幡宮境内	昭和63年(1988年)3月	平成13年(2001年)3月改訂 平成23年(2011年)12月資料編策定
2	史跡若宮大路	平成18年(2006年)3月	
3	史跡荏柄天神社境内	平成19年(2007年)3月	
4	史跡建長寺境内・ 名勝及史跡建長寺庭園	平成18年(2006年)3月	
5	史跡瑞泉寺境内・ 名勝瑞泉寺庭園	平成19年(2007年)3月	
6	史跡鎌倉大仏殿跡	平成19年(2007年)3月	
7	史跡覚園寺境内	平成19年(2007年)3月	
8	史跡永福寺跡	昭和53年(1978年)3月	平成23年(2011年)12月資料編策定
9	史跡法華堂跡 (源頼朝墓・北条義時墓)	平成19年(2007年)3月	
10	史跡北条氏常盤亭跡	平成19年(2007年)3月	
11	史跡和賀江嶋	平成18年(2006年)3月	
12	史跡仏法寺跡	平成20年(2008年)3月	
13	史跡一升榊遺跡	平成20年(2008年)3月	
14	史跡朝夷奈切通、 史跡名越切通、 史跡亀ヶ谷坂、史跡仮粧坂、 史跡大仏切通	平成20年(2008年)3月	
15	史跡浄光明寺境内・ 冷泉為相墓	平成20年(2008年)6月	
16	史跡寿福寺境内	平成20年(2008年)6月	
17	史跡極楽寺境内・忍性墓	平成20年(2008年)6月	
18	史跡東勝寺跡	平成20年(2008年)7月	
19	史跡円覚寺境内・ 名勝及史跡円覚寺庭園	平成22年(2010年)3月	

表4-4 保存活用計画策定済の建造物一覧 (平成29年7月1日現在)

円覚寺（舍利殿）
鶴岡八幡宮（大鳥居・摂社若宮・上宮・末社丸山稻荷社本殿）
荏柄天神社（本殿）
建長寺（仏殿・昭堂・唐門・山門・法堂・大覺禪師塔）
覚園寺（開山塔・大燈塔）
極楽寺（忍性塔・五輪塔）

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

附錄